

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 1 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、なんば市税事務所に保管していますので該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 8 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受け るべき者	氏 名 又は名称	石井 宏樹
送達する 文書の 文書番号	大財な収第1061号	